

発議第2号

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則を次のとおり制定する。

平成19年 3 月 2 9 日 提出

提出者 滋賀県後期高齢者医療広域連合
議会議員 中 嶋 武 嗣

賛成者 滋賀県後期高齢者医療広域連合
議会議員 津 村 孝 司

賛成者 滋賀県後期高齢者医療広域連合
議会議員 熊 谷 定 義

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の定員)

第2条 傍聴席の定員は、30人とする。

(傍聴券)

第3条 議長は、傍聴席の整理上、必要があると認めるときは、傍聴券（様式第1号）を交付することができる。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

4 傍聴人は、入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。

5 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

6 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第4条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険な物を持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) 笛、太鼓その他楽器の類を持っている者

(5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語は控え、騒ぎたてないこと。

- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート又はマフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

(表)

No. _____

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会傍聴券

年 月 日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長



(裏)

(傍聴人の守るべき事項)

傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語は控え、騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート又はマフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(議場への入場禁止)

傍聴人は、議場に入ることができない。

○この傍聴券は、当日限り有効のものですから、お帰りのときは係員にお返しく下さい。